

箕面市立多文化交流センター指定管理者候補者選定会議 議事概要

1. 会議の開催状況

- (1) 開催日時 令和4年(2022年)9月28日(火)
午前10時30分から11時30分
- (2) 開催場所 箕面市役所 別館6階第3会議室
- (3) 出席者 巢組 悦子(総務部副部長)
小西 二郎(人権文化部副部長)
本田 敦(市民部副部長)
水谷 晃(健康福祉部副部長)
濱口 悟(子ども未来創造局担当副部長)
- (4) 事務局 人権文化部文化国際室 小林室長、小木曾室長補佐、東、清水

2. 議事概要

(1) 審査対象施設等について

事務局より、審査対象施設やスケジュール等の概要について説明を行った。

- ・平成22年(2010年)の施設再編プロジェクトにおいて、新たに公共施設を作るだけではなく、既存施設も併せて、より効率的・効果的な施設再編が行われ、箕面市立多文化交流センター(以下、「センター」という。)が平成25年(2013年)5月に開設された。
- ・国際色豊かな小野原地区の地域性も勘案しながら、箕面市立多文化交流センター条例第1条(以下、「条例」という。)[「国際交流及び多様な文化が共生する地域社会の発展を目指し、市民の交流及び相互理解を推進する」という設置目的を効率的・効果的に達成するため、開設から現在まで、本市の国際化の推進の一翼を担っている公益財団法人箕面市国際交流協会(以下、「国際交流協会」という。)をセンターの指定管理者とした経緯がある。
- ・条例においても、センターの指定管理者の指定については、公募による選定となっておらず、また前述のとおり経緯もあることから、今回においても非公募での選定を実施することとする。
- ・条例第4条第1項の規定に基づき、国際交流協会へ事業計画書等の提出を依頼した結果、所定の書類が提出されたため、条例第4条第2項の規定に基づき、この会議において、当該事業計画等が条例に示された管理基準を満たしているかどうかについて、審査いただきたい。
- ・次期指定管理期間については、訪日外国人や在住外国人の増加など、多種多様な変化に対応するため、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027

年度)の5年間で最良だと考える。

(2) 本会議の流れについて

スケジュール及び評価方法については下記のとおり。

なお、審査については「指定管理者制度の運用にかかる指針」にある審査基準を準用し、それぞれの項目を確認、評価の上、合議制により総合的に候補者として適正かどうかを判断いただきたい。

<スケジュール>

1. 国際交流協会によるプレゼンテーション (20分)
2. 質疑応答 (15分)
3. 審査

(3) 国際交流協会によるプレゼンテーション

(4) 質疑応答

主な質疑については下記のとおり。

(質問) 今後は東部地域だけでなく中部地域でも様々な取組を行う旨ご説明いただいたが、西部地域には外国人市民のうち四分の一が住んでいるということだが、どのような活動を考えているか。

(回答) 西部地域の事業について、現在は西南生涯学習センターでの日本語教室や生活相談窓口、英会話教室を行っている。当初は実験的に日本語教室を開始したが、開催してから今までの間で参加者が急増している。当地域での居住者や就労者の増加が理由と思われる。今後はその活動内容を広げるだけでなく、そこを基盤にしながら生涯学習センター利用者と連携してイベントに出展するなどの取組も検討する。

(質問) 多民族フェスティバルについて、東部(小野原)地域だけでなく中部地域(主に船場)で、小規模でも何かイベント等を行う予定は考えているか。

(回答) 現在の多文化フェスティバルは、小野原周辺の地域住民と連携しながら開催しており、豊川南小地区福祉会、青少年を守る会等地域の団体と連携していることで、東部地域での認知度は高まってきていると認識している。フェスティバルとしての拠点を移すことは考えていないが、中部地域でのイベントについては、リソースの分散等も検討しな

がら、まずは生活相談窓口などできることから取り組んでいきたい。

(質問) 外国人防災アドバイザーの今後の活用や具体的な取組について教えてほしい。平時から様々な情報や災害に備えた取組を外国人市民に周知するための方法と、災害が実際に起こったときにどのように行動するのか等を教えてほしい。

(回答) 外国人アドバイザーについては、毎年5名を募集し、年8回ほどの会合に参加してもらっている。前半は市民安全政策室による研修を受け、日本でどんな災害があり、どういう防災体制が行われており、実際に災害が起こった時、あるいはその備えとして何が必要なのかを説明している。後半はそれを踏まえ、外国人市民それぞれの経験や文化的背景から、どうすれば地域に住んでいる外国人市民に啓発できるのか、内容ややり方についてアドバイザーに考えてもらっている。任期は1年で、一通りの研修等を受け、活動をして終わりとなるが、その中で関心を深めてもらい、実際に災害が起こったときには、身の回りや自身が属する外国人のコミュニティーの中で、正しい情報や正しい行動などを広めてもらう「共助」の役割を担ってもらうことを期待している。今後は日本人の地域住民とも一緒に防災運動を進めていきたい。

(質問) 外国人市民を支えることについて尽力いただいていることは理解できた。一方で、事業の収支の見直しを見ると、委託料が決算書と比べると1千万円ほど上がっている。市としては市民等に対して委託料が増えることについて、「なぜ増えるのか」「投資をするという意味でどういった効果があるのか」を説明する立場でもある。事業経費の見直しというものが、経営の観点から単純に全体的な法人の収支を見て費用が上がっているのか、社会情勢的に人件費が高まっているからなのか、あるいは指定管理の業務を充実させていく中でこういう効果をやるからこそ費用が上がるのか、そのあたりの詳細について教えてほしい。

(回答) このたび指定管理料として965万円増額している。これまで2期10年間の指定管理料が6千万円のままであったが、その間に最低賃金が大幅に上がっている。最低賃金ベースで見積もった場合の人件費が493万円増額となった。施設管理費としては、光熱水費については新電力で行っていたが機能しなくなったため、関西電力に戻すことになり、昨今の電気料金値上がりの影響を受け100万円程度増額となった。その他シルバー人材センター等への委託を含め、合計で412

万円増額している。センター事業費としては、外国人防災アドバイザー事業について、現在CLAIRからの助成金を受けているが、継続事業には助成を受けられないこともあり、人件費を除いて40万円分の事業費を増額し、また医療サポートネットが実施している医療同行通訳への負担金について外国人市民の増加などを理由として負担が増加していることから20万円増額している。全て合わせると先ほど述べた965万円となる。大きな事業の拡充などは無いが、過去に国際交流協会が飲み込んできた部分を盛り込み、更にこれからの5年間をまかなえる金額で計算した。指定管理料の増額だけでなく、自主事業も積極的に取り組むことで指定管理期間5年間トータルを見て安定した運営を行いたい。

(5) 意見

①提案内容に関する評価

- ・外国人市民防災アドバイザー育成事業、多民族フェスティバル開催事業など、異なる文化や言語的な背景、それぞれの個人が持つキャリアやスキルなどを活かして活躍する場を地域の中に創出するといった活動を通し、国籍を超えて地域で暮らす多くの市民が協働できる多文化共生社会の実現に取り組む姿勢は高く評価できる。
- ・2021年4月に船場地区に大阪大学新箕面キャンパスが開学したことを受け、大阪大学と協定を締結し、大学キャンパス内に学生・留学生と地域住民との交流の場を設けるなど、外国籍住民の中部地域への移転と新駅開業に向けた市内公共交通網の再編のなかで、船場地区が新しいハブとなることを見据えた活動に取り組む姿勢は評価したい。
- ・今回の提案においても、これまでの実績・課題も踏まえた事業計画がなされている。

②提案金額に関する評価

- ・今期の指定管理業務に係る実績をベースとし、次期指定管理期間中に実施する事業を実現するための基盤となる経費等を適切に見込んだ上で、妥当な指定管理委託料の提案がなされている。

③団体そのもの・施設管理共通事項に関する評価

- ・実情に応じた危機管理防災マニュアルや個人情報等の取り扱いに関する規定

など、必要不可欠な法やマニュアル整備がなされている。

- ・外国人市民の防災について、今後は他の避難施設、市の所管施設である市民安全政策室等と連携を取りながらより良い防災ネットワークを構築してもらいたい。
- ・地域日本語学習推進事業や外国人市民のための生活相談事業、外国人市民への保健・医療サポート事業、多言語情報発信事業など、言葉や制度、文化などの違いによる社会的な障壁をなくすための取組を行ってきた実績がある。
- ・多国籍な背景、多言語のスキルを持つ職員が配置されるなど、市内・府内を見回しても、他の同種団体以上の能力を有していることがうかがえる。また、多民族フェスティバルなど、近隣の市民や事業者などとともにイベントを作り上げるなど、地域との信頼関係を着実に築いている実績があり、市が求める国際交流、多文化共生の推進において適切な団体である。

3. 結論

上記の意見からも、また、これまでの9年間のセンター運営の実績、及びセンターの設置目的と一致する国際交流協会が管理運営することで、効果的で効率的なセンター運営が期待できる。

よって、国際交流協会が指定管理者候補者として適任であるとの結論に達した。

以上